

令和5年度 第1回定期監査（令和5年6月29日報告）【指摘事項】

対象部局：財務部、環境部、産業観光部、選挙管理委員会

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
<p>1</p> <p>3 R 推進課 産業雇用政策課</p>	<p>1 収入事務について (1) 現金取扱事務 保管限度額及び期限を超えて現金を保管しているものがあった。 使用料、手数料又は実費徴収金として収納した現金については、郡山市財務規則第48条第5項の規定により、10,000円を限度額として、収納した日の属する月の末日まで保管することができるが、保管限度額及び期限を超えて保管しているものがあった。 また、同条第6項及び同規則第142条の規定により、現金を収納し保管する際は、現金等出納簿を整理しなければならないが、記載誤り等があった。</p>	<p>措置 (完了)</p>	<p>(3 R 推進課) 指摘のあった点については、職員の現金取扱事務の認識が不十分だったことが原因です。 指摘を受けて、保管限度額を含めた現金取扱事務について、職場内で周知を行うとともに、毎日の払込担当者を含め、速やかに金融機関へ払込みを行うよう改めました。 また、現金等出納簿の記載方法についても、記載誤りを防止するため、毎月末に担当者及び出納員（課長）以外の職員が確認し、適正な事務処理を行えるように徹底しました。  令和5年11月30日措置通知 市長</p> <p>(産業雇用政策課) 現金取扱事務の誤りにつきましては、職員の認識、確認が不十分だったことによるものです。 現金等出納簿の記載誤り及び記載漏れについては、チェック項目を出納簿に添付する等、職場内で改めて現金等出納簿の記載の仕方について確認いたしました。 また、限度額を超えて保管していたものにつきましても、チェック項目を出納簿に添付し、金額・書類確認を徹底し、1日の使用料収納額が1万円を超える場合があることから、窓口での収納状況を踏まえ、同日中に払込みを行うことといたしました。なお、金曜日の夕方から日曜日にかけての使用料については、払込みが困難であることから、直近の業務日に速やかに払込みを行うことといたしました。 期限を超えて保管していたものにつきましても、チェック項目を出納簿に添付し、金額・書類確認を徹底し、期限内に確実に払込みを行うことといたしました。 上記を受けて、現金を取り扱うすべての職員に対して適正な事務処理を行うよう指導を徹底しました。  令和5年11月30日措置通知 市長</p>
<p>2</p> <p>産業雇用政策課</p>	<p>2 支出事務について (1) 補助金等交付事務 ア 補助金等の交付決定事務に適切でないものがあった。 補助金等の交付決定は、郡山市補助金等の交付に関する規則第5条の規定及び交付要綱により、交付申請に係る書類等を審査し、その内容が適正であるかどうかを調査した上で、補助金等を交付すべきものと認めた場合に行うが、一部交付要件を満たさないものに補助金等を交付しているものがあった。</p>	<p>措置 (完了)</p>	<p>補助金等交付事務の誤りにつきましては、交付申請に係る書類の確認が不十分であったことが原因です。 令和5年5月10日に交付要件を満たさない車両であることが判明した際、直ちに交付決定の一部取消しを行い、申請者に対し取消しとした補助金等の返還を求め、令和5年5月23日に返還されました。 上記を受けて、郡山市補助金等の交付に関する規則及び交付要綱に基づき、ダブルチェックでの書類確認をすよう徹底しました。  令和5年11月30日措置通知 市長</p>
<p>3</p> <p>観光課 産業創出課</p>	<p>イ 申請者の納税状況を確認せず、補助金を交付しているものがあった。 補助金等の交付決定は、郡山市補助金等の交付に関する規則第5条の規定及び各交付要綱により、交付申請に係る書類等を審査し、その内容が適正であるかどうかを調査した上で、補助金等を交付すべきものと認めた場合に行うが、交付要件である市税等を滞納していないことについて、確認せずに補助金を交付しているものがあった。</p>	<p>措置 (完了)</p>	<p>(観光課) 補助金等交付事務の誤りにつきましては、交付申請時、申請者の納税状況の確認を失念したこと、及び未申告を滞納なしと誤認していたことが原因です。 上記を受けて、改めて各種補助金の交付要綱について課内で再確認し、納税状況の確認等交付要綱の遵守徹底を図りました。 また、郡山市補助金等交付事務マニュアルのチェックリストを活用し、ダブルチェックでの書類の審査を行うようにしました。  令和5年11月30日措置通知 市長</p> <p>(産業創出課) 補助金交付事務の誤りにつきましては、交付申請に係る書類等の確認が不十分であったことが原因です。 なお、市税等の納付状況につきましては、担当部局へ照会し、滞納がないことを確認しております。 現在、郡山市補助金等交付事務マニュアルのチェックリストを活用し、ダブルチェックで審査を行うことを徹底し、適正な事務の執行に努めております。  令和5年11月30日措置通知 市長</p>

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内 容
4 観光課	<p><b>(2) 支出負担行為事務</b>  <b>支出負担行為の手続の種類を誤り、負担金を交付しているものがあった。</b>            支出負担行為をするときは、郡山市財務規則第53条の2第1項の規定により、別表第3(その1)に規定する手続の種類に従って支出負担行為として整理するものであるが、当該区分を誤り、支出負担行為及び支出命令で手続きすべきところ、支出負担行為兼支出命令にて負担金を交付しているものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>支出負担行為事務の誤りにつきましては、観光ガイドブックの広告掲載に要する負担金が支出負担行為兼支出命令により手続きができる「会議等負担金」に含まれると誤認していたことによるものです。            上記を受けて、財務規則の支出負担行為の手続きの種類について、改めて課内で勉強会を開催し、情報共有を図り、ダブルチェックでの書類確認を徹底しました。</p> <p>令和5年11月30日措置通知 市長</p>
5 観光課	<p><b>3 契約事務について</b>  <b>(1) 契約締結事務</b>  <b>契約権者に購入請求すべき物品を、課長等が直接購入しているものがあった。</b>            課長等は、事務又は事業の遂行上、物品の購入の必要があるときは、郡山市財産規則第53条第1項の規定により、同条第3項の各号に掲げる物品の購入を除き、契約権者に購入の請求をしなければならないが、購入請求とすべき物品を直接購入しているものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>契約締結事務の誤りにつきましては、物産PR用本市産品振舞い商品について、会場を訪れる参加者が限定的であることから、郡山市財産規則第53条第3項第8号の贈答品に該当すると誤認していたものです。            上記を受けて、物品を調達する際の財産規則の規定について、改めて課内で情報共有を図り、ダブルチェックでの書類確認を徹底しました。</p> <p>令和5年11月30日措置通知 市長</p>
6 産業雇用政策課	<p><b>(2) 支出負担行為事務</b>  <b>支出負担行為の確認を受けずに契約を締結しているものがあった。</b>            債務負担行為に係る支出負担行為を行うときは、郡山市財務規則第54条第1項の規定により、出納機関（会計課）の確認を受けなければならないが、確認を受けずに契約を締結しているものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>今般の支出負担行為事務の誤りについては、確認作業を失念したことが原因です。            指摘のあった点については、債務負担行為予算は出納機関（会計課）の確認を受けなければならないこと、現行の財務会計システムでは出納機関（会計課）へのルートが自動設定されないことを職場内で再確認し、職員への周知徹底を図りました。            また、適正な事務の執行に向けて、ダブルチェックによる審査及び決裁ルートの確認を徹底しました。</p> <p>令和5年11月30日措置通知 市長</p>